弁護士 寺沢勝子

## 第1 この裁判の意義

1 三井さんの雇い止めは被告豊中市と被告財団がバックラッシュ勢力に屈し、 被告豊中市のトップの判断で行われたもの

従って、この裁判は全国で続いているバックラッシュに屈せず男女平等を進 めるもの

2 三井さんの雇止めも含め非正規職員の雇止めをさせない 全国で非正規雇用が広まっており、不安定な地位、低い労働条件は実質的男 女差別になっている

## 第2 非正規雇用の増大

総務省労働力調査 05·11·29発表 7~9月平均詳細結果

非正規雇用労働者 全労働者の32・9%

若年層(15~24歳)の46%

労働者数 前年同期と比べ 54万人増加 5千21万人

正規雇用 32万人減少

非正規雇用 87万人増加 1千650万人

## 第3 均等法——間接差別

均等法の改正作業大詰め 12月 最終とりまとめ、

来年の通常国会に提出予定

均等分科会での厚労省事務局と公益委員による「取りまとめに向けた検討の ためのたたき台」(11月18日)

- ・ 妊娠出産を理由とする不利益取扱は禁止
- 間接差別については

募集・採用における身長・体重・体力要件

コース別管理制度における総合職募集採用における全国転勤要件

昇進における転勤要件を挙げての限定列挙

雇用管理区分ごとにとの指針も削除しない

非正規雇用による差別には一切ふれない

・ これでも使用者側委員は消極的

## 第4 三井さんの場合

- 1 すてっぷ館長として全国公募で当初は7ヶ月その後は1年の期間を定めて非 常勤で雇用して更新を続け、平成16年3月31日雇用期間の到来を理由と して雇止め
- 2 館長職は寄付行為で定める職であり、寄付行為の変更(理事の4分の3の賛成必要)をしなければ廃止できない

ところが、非常勤だから館長の三井さんは、「設立時から立ち上げ段階の一時的なもの」で「看板」、「広告塔」

「看板」、「広告塔」はいらなくなったから雇い止め

3 就業規則の改定による更新回数の上限を設ける

平成15年5月以降、豊中市は財団の事務局長を通じて就業規則を改定し、 財団の非常勤職員の更新回数の上限を4年としようとしていた。

自分も非常勤職員であり、非正規雇用の不安定な地位、低い労働条件は実質

的男女差別であるとしていた三井さんを排除する狙い

- 4 非常勤館長職廃止のかたちで三井さん排除を豊中市が決定
  - ① 「組織体制の変更」と言うけれど すてっぷ事務局で一度も議論せず、豊中市が決めた しかも、豊中市のトップの判断で決定
  - ② 補助金の予算要求の具体化と言うが

豊中市財務規則によらず、ふつうのプロセスをとっていない

「とりあえず平成15年度人員体制での要求額とした」として、架空の数値での予算要求説明書を作成、「とりあえず」のままずっと

財務当局には「考え方」「方向性」を説明し、理解を求めただけ

「トップの政策判断を必要とする重要事項は懸案事項として別枠」と豊中 市が主張するので、懸案事項の提出を求めたら「つくっていないのでない」と回答

何もないのに補助金の予算要求の具体化がどうしてできる

5 常勤館長の選考は茶番

豊中市のしたこと

- ・ 10月15日頃に対象者をリストアップ
- ・ 11月から当たり、12月には桂さんに内定、豊中市が寝屋川市に挨拶
- 1月に「面接は型通りのもの」「うちは桂さんしかいないんです」と説得
- 2月には桂さんに選任を確約して不安を取り除く
- ・ 館長人事は市長の意向も働く、市長が了解していない人は館長にはなれない ・ 理事懇での本郷部長発言